別表２　　ＢＥＬＳ評価業務　非住宅建築物に係る評価料金

①【モデル建物法】　　税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 3 による）		
	A種	B種	C種
500 未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
500～1,000 未満	150,000×N (165,000×N)	90,000×N (99,000×N)	70,000×N (77,000×N)
1,000～2,000 未満	180,000×N (198,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
2,000～3,000 未満	200,000×N (220,000×N)	120,000×N (132,000×N)	100,000×N (110,000×N)
3,000～4,000 未満	230,000×N (253,000×N)	150,000×N (165,000×N)	120,000×N (132,000×N)
4,000～5,000 未満	260,000×N (286,000×N)	180,000×N (198,000×N)	140,000×N (154,000×N)
5,000～10,000 未満	300,000×N (330,000×N)	220,000×N (242,000×N)	170,000×N (187,000×N)
10,000～20,000 未満	350,000×N (385,000×N)	260,000×N (286,000×N)	200,000×N (220,000×N)
20,000～50,000 未満	400,000×N (440,000×N)	320,000×N (352,000×N)	240,000×N (264,000×N)
50,000～100,000 未満	500,000×N (550,000×N)	390,000×N (429,000×N)	300,000×N (330,000×N)
100,000～200,000 未満	650,000×N (715,000×N)	480,000×N (528,000×N)	380,000×N (418,000×N)
200,000～300,000 未満	900,000×N (990,000×N)	600,000×N (660,000×N)	480,000×N (528,000×N)
300,000～	1,100,000×N (1,210,000×N)	850,000×N (935,000×N)	650,000×N (715,000×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※5 参照）

②【標準入力法（主要室入力法を含む)】　　税抜金額（カッコ内は税込金額)、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表 3 による）		
	A種	B種	C種
500 未満	200,000 (220,000)	150,000 (165,000)	120,000 (132,000)
500～1,000 未満	250,000 (275,000)	170,000 (187,000)	140,000 (154,000)
1,000～2,000 未満	300,000 (330,000)	200,000 (220,000)	160,000 (176,000)
2,000～3,000 未満	350,000 (385,000)	240,000 (264,000)	200,000 (220,000)
3,000～4,000 未満	400,000 (440,000)	280,000 (308,000)	230,000 (253,000)
4,000～5,000 未満	450,000 (495,000)	330,000 (363,000)	260,000 (286,000)
5,000～10,000 未満	520,000 (572,000)	400,000 (440,000)	300,000 (330,000)
10,000～20,000 未満	600,000 (660,000)	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)
20,000～50,000 未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	400,000 (440,000)
50,000～100,000 未満	850,000 (935,000)	680,000 (748,000)	500,000 (550,000)
100,000～200,000 未満	1,100,000 (1,210,000)	820,000 (902,000)	650,000 (715,000)
200,000～300,000 未満	1,450,000 (1,595,000)	1,000,000 (1,100,000)	800,000 (880,000)
300,000～	1,700,000 (1,870,000)	1,300,000 (1,430,000)	1,000,000 (1,100,000)

＜別表２注意事項＞

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表２①、標準入力法(主要室入力法を含む。)を使用する場合は別表２②を適用する。

【用途分類】

※2 Ａ種、Ｂ種、Ｃ種の用途分類の適用については別表３による。

※3 一つの申請の対象とする範囲（以下「申請範囲」という。）に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

①一部にでもＡ種が含まれるときはＡ種

②Ａ種が全く含まれず、一部にでもＢ種が含まれるときはＢ種

【面　　積】

※4 別表２の面積は申請範囲の部分の面積とし、その算定方法は建築基準法に基づき行う。

【割増加算】

※5 モデル建物法を適用する場合、表 2-1 により適用するモデル数に応じ、係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が２以上の場合、工場モデルは１モデルとして計上しない。

表 2-1

モデル数	1	2	3	4以上
係数 N	１．０	１．１	１．２	１．３

※6 事務調整費として、1申請について１，０００円（税込１，１００円）を加算する。ただし、複合建築物において別表４※8が適用される場合を除く。

【減 額 等】

※7 ＥＲＩＳで行った適合性判定（軽微変更該当証明申請を含む。）、低炭素建築物認定技術的審査、性能向上計画認定の技術的審査、認定表示技術的審査のいずれかの結果を利用した申請（以下「結果利用申請」という。）の場合は、３０，０００円（税込３　３，０００円）に※6の額を加算した額とする。この場合において、標準入力法を使用しており外皮性能の審査を新たに追加して行う必要があるときは、別表２②記載の料金の１０分の１の額を加算する。計画変更の場合も同様に適用する。

【ＺＥＢ表示への適用】

※8 ＺＥＢの表示を希望する場合は、その申請範囲によらず、当該申請範囲を含む非住宅部分全体の用途分類、面積に応じて適用される別表２記載の料金に、表2-2の申請範囲等の別に定める加算倍率を乗じる。ただし、結果利用申請を行う場合は、これによらず表2-3の料金を加算する。

表 2-2

申請単位	希望する表示項目	評価対象範囲の用途数	計算方法	加算倍率
建築物全体及び非住宅部分全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	１．０（加算なし）
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	１．０（加算なし）
			標準入力法	１．０（加算なし）
		複数	モデル建物法	１．０（加算なし）
			標準入力法	１．２
建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	１．０（加算なし）
			標準入力法のみ	１．２
			モデル建物法＋標準入力法	見積り

「モデル建物法＋標準入力法」とは、建築物全体と各用途の計算方法が異なる場合を指す。

表 2-3

申請単位	希望する表示項目	評価対象範囲の用途数	計算方法	加算額
建築物全体及び非住宅部分全体	ZEB Oriented 以外	指定なし	指定なし	10,000 円 （税込 11,000 円）
	ZEB Oriented	単一	モデル建物法	
			標準入力法	
		複数	モデル建物法	
			標準入力法	30,000 円 （税込 33,000 円）
建物用途	各種 ZEB	単一	モデル建物法のみ	10,000 円 （税込 11,000 円）
			標準入力法のみ	30,000 円 （税込 33,000 円）
			モデル建物法＋標準入力法	見積り

【計画変更】

※9 計画変更の評価料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。）・ＺＥＢの表示に応じて適用される別表２記載の料金の１０分の６の額に※6の額を加算した額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおりとする。なお、直前の評価を他の機関が行っている場合は、業務規程第６条第１項により新規の申請として取扱う。

①計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項（ＺＥＢの表示に関する事項は除く、）のみの変更については、１０，０００円（税込１１，０００円）に※6の額を加算した額とする。

②新たにＺＥＢの表示を行う場合又はＺＥＢの種別を変更する場合は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を適用する場合に限る。）に応じて適用される別表２記載の料金の１０分の６の額に※8表2-2を適用した額に※6の額を加算した額とする。

③次の場合は、別表２記載の料金に※6の額を加算した額を適用する。

1) ERIS が評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から１年を経過したもの(①の場合を除く。)。

2) モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請するもの。

④結果利用申請を行う場合は、※7を適用する。この場合において、ＺＥＢの表示を希望する場合は、※8表2-3の料金を加算する。

【その他】

※10 申請範囲が建物用途で、複数の用途の評価書を発行する場合は、２用途目以降、評価書１通につき１０，０００円（税込１１，０００円）を加算する。

※11 第１０条第４項に定める再交付の料金は、評価書一通につき１０,０００円（税込１１，０００円）とする。

※12 第１１条第１項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度２，０００円（税込２，２００円）を加算する。

※13 ＢＥＳＴ（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。

別表３　用途分類

申請対象となる建築物又は部分の用途区分コード（確認申請書第四面に記載する用途）により以下の分類とする。

分類	ＢＥＬＳ評価の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
Ａ種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	ダンスホール	08590
	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
Ｂ種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132

	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
B種	保育所その他これに類するもの	08180
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	巡査派出所	08270
	公衆電話所	08280
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前２項に掲げるものを除く。）	08460

B種	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
A 種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B 種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C 種	工場

別表４　ＢＥＬＳ評価業務　住宅に係る評価料金

税抜金額（カッコ内は税込金額)、単位：円

<table>
<tr><td rowspan="7">一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分</td><td colspan="3">審査条件</td><td>料　金</td></tr>
<tr><td colspan="3">単独審査</td><td>40,000（44,000）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">併願審査※5</td><td rowspan="5">併願対象業務</td><td>設計住宅性能評価</td><td rowspan="5">12,000（13,200）</td></tr>
<tr><td>長期使用構造等確認</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物認定技術的審査</td></tr>
<tr><td>性能向上計画認定技術的審査</td></tr>
<tr><td>認定表示技術的審査</td></tr>
<tr><td rowspan="10">※1～4　共同住宅等（共同住宅・長屋・複合建築物の住宅部分）</td><td colspan="3">審査条件</td><td>料　金</td></tr>
<tr><td colspan="3">単独審査（住戸のみ）</td><td>基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数
・基本料金　100,000（110,000）
・戸あたり料金　2,000（2,200）</td></tr>
<tr><td colspan="3">単独審査（住棟全体）

住棟とは、複数住戸で構成され住宅用途のみの建築物又はその部分の全体をいう</td><td>基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金
・基本料金　100,000（110,000）
・戸あたり料金　2,000（2,200）
・共用部料金　100,000（110,000）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">併願審査※5</td><td rowspan="5">併願対象業務</td><td>設計住宅性能評価</td><td rowspan="5">上記審査料金の１０分の５の額とする
※6</td></tr>
<tr><td>長期使用構造等確認</td></tr>
<tr><td>低炭素建築物認定技術的審査</td></tr>
<tr><td>性能向上計画認定技術的審査</td></tr>
<tr><td>認定表示技術的審査</td></tr>
</table>

＜別表４注意事項＞

【共同住宅等】

※1 共同住宅等の新規申請及び計画変更申請において、住戸の評価書を発行する場合は、評価料金に、住戸評価書発行事務手数料として、評価書発行住戸あたり２，０００円（税込２，２００円）を加算する。

※2 共用部の審査を行う必要がない（長屋、共用部省略等）２住戸のみの共同住宅等の料金は戸建ての住宅の料金に２を乗じた額とする。なお、この場合は※1の住戸評価書発行事務手数料は加算しない。

※3 共同住宅等において、１住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
なお、この場合は※1の住戸評価書発行事務手数料は加算しない。

※4 共同住宅等の住棟の評価において、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金を加算しない。

【併願審査】

※5 併願審査の料金の適用は、別表４記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口に同時に提出する場合に限る。なお、併願審査の場合は、原則として併願対象業務と重複する添付図書を省略するものとする。

※6 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査をＢＥＬＳに係る評価の業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ１０分の５を適用し、共用部料金は１００，０００円（税込１１０，０００円）とする。

【計画変更】

※7 計画変更の評価料金は、当初の申請で適用された料金（※1、※8及び※9を除く。）の１０分の５の額に※8の額を加算した額とする。ただし、次の場合はそれぞれに記載のとおり適用する。なお、直前の評価を他の機関が行っている場合は、業務規程第６条第１項により新規の申請として取扱い、別表４記載の単独審査料金を適用する。

①一戸建ての住宅及び併用住宅の住宅部分において、計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項（ＺＥＨの表示に関する事項を除く。②において同じ。）のみの変更の場合は、当初の申請で適用された料金（※8及び※9を除く。）の１０分の５又は１０，０００円（税込１１，０００円）のいずれか安い料金に※8の額を加算した額を適用する。

②共同住宅等において、計算に係らない申請者情報等の評価書記載事項のみの変更については、１０，０００円（税込１１，０００円）に※8の額を加算した額とする。

③共同住宅等（※2又は※3が適用されるものを除く。）において、変更が一部の住戸に限られる場合は、当初の申請で適用された料金（※1、※8及び※9を除く。）の１０分の５又は変更する住戸数に１０，０００円（税込１１，０００円）を乗じた額のいずれか安い料金に※8の額を加算した額を適用する。

④共同住宅等において、当初の申請で住棟のみの評価を取得した場合で、新たに住戸の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。

1） 当初の申請における住戸及び共用部の評価から変更がない場合　※7②の料金とする。

2） 1）以外の場合　※7③の料金とする。

⑤共同住宅等において、当初の申請ですべての住戸に係る評価を取得した場合で、新たに住棟の評価を追加する場合は、それぞれ次の料金を適用する。

1） 当初の申請における住戸の評価から変更がない場合　※7②の料金とする。この時、共用部の審査を行う場合は、共用部料金として、これに１００，０００円（税込１１０，０００円）を加算する（共用部の取り扱いは2）において同じ。）。

2） 1）以外の場合　※7③の料金とする。

⑥次の場合は、別表４記載の料金に※8の額を加算した額を適用する。

1) ＥＲＩＳが評価書を交付した物件で、新築時の検査済証交付日又は当該評価書の交付日のいずれか遅い日から１年を経過したもの（①又は②の場合を除く。）。

2) 共同住宅等において、一部の住戸を新たに追加して評価するもの。

【その他】

※8 事務調整費として、１申請につき１，０００円（税込１，１００円）を加算する。

※9 一戸建ての住宅について、あらかじめＥＲＩＳが指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出した場合は、別表４記載の料金から２，０００円（税込２，２００円）を控除する。ただし、新規申請の場合とし、変更申請の場合には適用しない。

※10 第１０条第４項に定める再交付の料金は、評価書一通につき１０，０００円（税込１１，０００円）とする。

※11 第１１条第１項に定めるプレート等を希望する場合は、発注事務手数料として、発注の都度２，０００円（税込２，２００円）を加算する。